

## (仮称) 河合町協働のまちづくり推進計画 (案)

### 参画・協働の基本方針

令和 年 月

河合町まちづくり自治基本条例推進委員会

## 目次

### 第1章 推進計画の策定について

1. 推進計画策定の趣旨
2. 推進計画の体系
3. 推進計画の計画期間
4. 推進体制と進行管理

### 第2章 協働の理念（協働をすすめるときの考え）

1. 協働により期待される効果
2. 協働の原則（ルール）
3. 協働の種類（手法）と事例
4. 協働の領域
5. 地域協働の取り組み

### 第3章 協働の背景（今なぜ協働が必要か）

1. 人口減少と少子高齢化
  - （1）これまでの河合町の人口推移
  - （2）今後の河合町の人口推移と人口目標
2. 町民ニーズの多様化と財政の硬直化
  - （1）これまでの財政状況の推移
  - （2）持続可能なまちづくり

### 4章 施策の展開（協働によるまちづくりを推進するために）

1. 河合町のまちづくりの方向（課題をこえて）
2. 協働のまちづくり施策の基本方向
3. 協働のまちづくり施策の具体的展開
  - ① 基本条例をみんなのものにしよう
  - ② まちづくり活動を活性化しよう
  - ③ 協働によるまちづくりを推進しよう
  - ④ 地域協働に取り組もう
4. 協働のまちづくり施策についての指標（目標値）

## 第1章

# 推進計画の策定について

## 1. 推進計画策定の趣旨

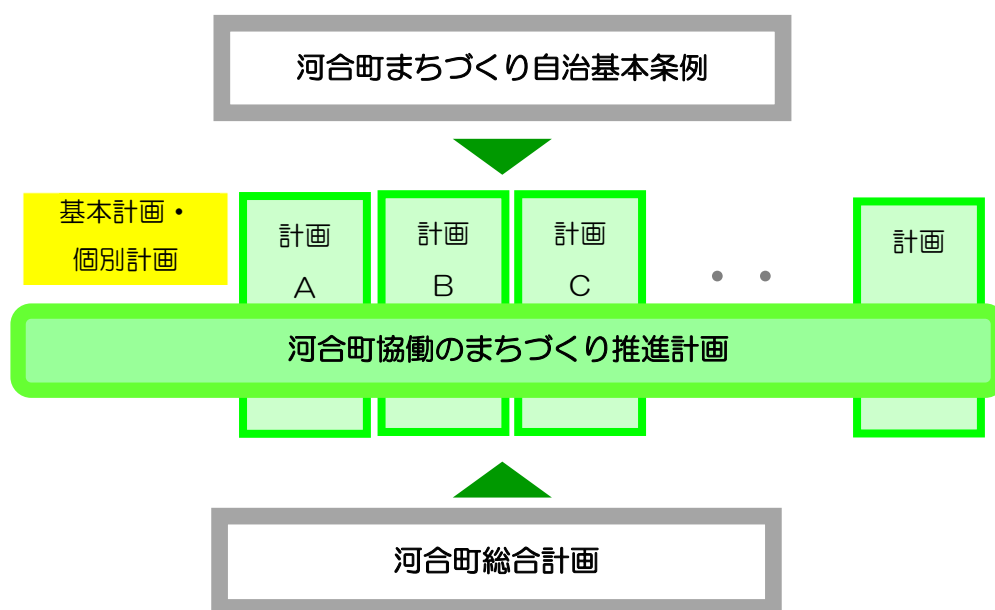
近年の少子高齢化、人口減少社会の進展、町民ニーズやライフスタイルの多様化、コミュニティの希薄化などにより、これまで行政が担ってきた公共サービスだけでは、多様化・複雑化する地域課題に対応することは難しくなってきました。

行政と、町民、大字及び自治会等の地域コミュニティ団体、公益活動団体、事業者など多様な主体どうしが、それぞれの長所を生かしながら協力、連携、協働して課題の解決にあたるが必要になっています。

このような状況の中、本町では、令和5年度に、町民、町議会、行政が、それぞれの役割を担いながら協力・連携・協働してまちづくりを進めていくための最も基本となるルールとして、「河合町まちづくり自治基本条例（以下「基本条例」といいます。）」を施行しました。

今回策定した「河合町協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」といいます。）」は、基本条例に基づき、多様な主体と行政が、お互いを理解し、信頼関係を深め、河合町をもっと暮らしやすいまちにするために、協力・連携して参画と協働によるまちづくりを計画的に推進することを目的とするものです。

## 2. 推進計画の体系

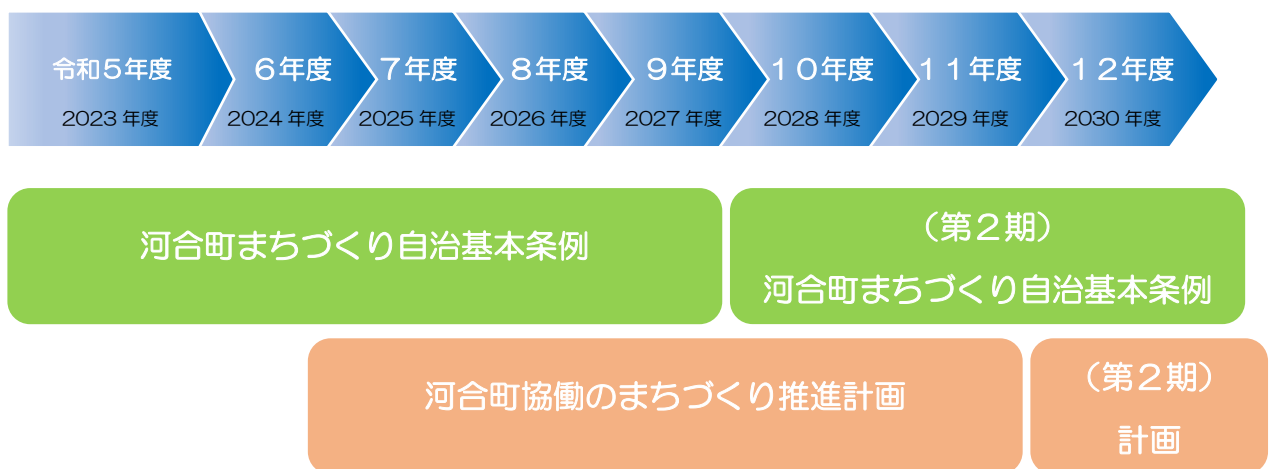


### 3. 推進計画の計画期間

基本条例第39条において「条例の見直しは、条例の施行後5年を超えない期間ごとに検討を行う」とされていることから、本計画も5年を超えない期間ごとに見直していくことが適当であると考えられます。

このため、毎年度の基本条例の検証結果などを踏まえて、推進計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5ヵ年とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の大きな変化などが生じた場合は、随時必要な見直しを行うこととします。



### 4. 推進体制と進行管理

協働は、町の全施策に横断的に関わるものであることから、計画の推進に当たっては、各部に協働推進担当を設けるとともに、「（仮称）庁内検討委員会」を設置して、全庁的な調整を行います。

また、推進計画の進行管理及び見直しについては、基本条例第40条に基づく附属機関である「河合町まちづくり自治基本条例推進委員会（以下、「推進委員会」といいます。）」で審議するものとします。

## 第2章

# 協働の理念

### （協働をすすめるときの考え）

基本条例第2条では、「参画」、「協働」及び「まちづくり」の用語は、次のように定義されています。

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 参画    | 町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わること                    |
| 協働    | 町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むこと |
| まちづくり | 時代に沿った住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組み                                |

また、「参加」とは、町民個人やグループが、様々なまちづくりの活動の一部（コミュニティ活動、イベント、行事など）に加わり、意見を述べたり一緒に活動したりすることをいいます。

「参画」とは、町の施策や事業等の計画、実施及び評価等まちづくりのあらゆる過程に、町民が自主的、主体的に関わることをいいます。「参加」よりも踏み込んだ関わり方です。

「協働」とは、町民、町議会及び行政が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性、主体性を尊重しつつ、対等な立場で連携・協力して公共的課題に取り組むことです。それぞれの違いを活かすことで、単独で行う場合よりも大きな成果が出ることが期待されます。

## 1. 協働により期待される効果

自治体は、住民自治の取り組み（住民の意思と自主的な活動）と、議会及び行政で構成する団体自治の取り組みの両輪で成り立っています（憲法・地方自治法で規定）。誰もが住みよいまちづくりの推進を共通の目的として、住民自治と団体自治の双方が連携し、互いに補完し合うことで相乗効果がもたらされます。

たとえば、地域の消防団が初期消火に早期出動するなど充足しており、自治体消防はより高度な消防・防災機能に集中するという協働体制が構築されておれば地域の安全性向上はもとより、ひいてはコスト削減にもつながります。福祉、教育、文化、医療、保健、建設土木、交通、上下水道など、自治体施策全般にわたって同様のことが言えます。

また、住民自治には、自治会・まちづくり協議会などの土地に根づいた地縁型のものと、NPOのように、課題別に結集しているテーマ型の住民自治の二つがあり、前者は近隣の親睦や相互扶助などを主な役割とし、後者は特定の社会課題の解決を目標としています。ただ、外国人の生活支援など地縁型とテーマ型の両者にまたがる課題も少なくありません。この二つの住民自治どうしの協力・連携・協働が今必要となってきました。

この考え方のもと、町民、町議会、行政が協働のまちづくりに取り組むことで、次のような効果が期待されます。

### 町民にとっての効果

#### ○ 自治意識の向上

町民が、地域の課題に関心を持ち、主体的に関わることで、自らが地域を良くしていこうとする行動につながり、地域を自分事としていこうとする自治意識の向上につながります。

#### ○ 地域力の向上

町民が自分たちで地域の課題を話し合い、自ら解決していくことで一体感が生まれ、地域活動が活発になります。

### 行政にとっての効果

#### ○ 公共サービスの向上

行政は、町民と協働することで、町民ニーズに合った、よりきめ細かな対応が可能となり、効果的な公共サービスの提供につながります。

#### ○ 効率的な行政経営

既存事業の見直しに町民の視点を取り入れることで、経済性、有効性、効率性を追求した行政経営が可能となり、新たな事業の創出にもつながります。

## 双方にとっての効果

### ○ 満足度の高いまちづくりの実施

事業の計画、企画段階から町民の意見を取り入れるとともに、参加・参画を図ることで、町民・行政共に満足が得られるまちづくりを進めることができます。

## 2. 協働の原則（ルール）

町民と行政は協働のパートナーとして、次の原則に基づき、協働の取り組みを進めます（各自治体の協働に関するガイドラインなどから集約しています）。

### ① 目的、過程、成果を共有すること

町民と行政が協働するに当たっては、まず地域の「課題」を共有する必要があります。そして、課題解決やビジョンの実現など協働して達成しようとする「目的」、対応策を企画し実施する「過程」、実施後の「成果」を共有することが大切です。

### ② 対等の立場であること

協働で課題を解決するためには、双方の関係性が対等であることが大切です。上下の関係ではなく横のつながりが大切で、各々の自発的な意思に基づき協働することが基本となります。

### ③ 自主性を尊重すること

行政は、協働の相手の持つ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重する必要があります。

### ④ 自立化を進めること

町民と行政は、まちづくりの主体として過度の依存関係に陥ることなく自立するとともに、相互に決まりごとを守って自律的に行動することが大切です。

## ⑤ 相互に理解し合い、補うこと

対話などにより、町民と行政がそれぞれの立場や特性を理解し合うことが大切です。

また、お互いの弱みを補い強みを活かすことで、より大きな協働の効果が期待できます。

相互に理解し合い、信頼関係を築くことが大切です。

## ⑥ 情報を公開し、共有すること

協働で事業を行うときには、お互いの情報を公開し共有するとともに、町民に対する説明責任を果たすために、プロセスや結果等の情報を公開するなど、透明性を高めて取り組むことが大切です。

## ⑦ 共に変わること

協働を通してお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という柔軟な姿勢や意識を持つことが大切です。

## ⑧ 評価・見直し及び期限を決めること

協働事業の途中や終了時に、プロセスや成果の評価・検証を行い、今後の協働事業の進め方などに反映することが大切です。

また、協働事業の目標や期間などを明確にして、予定する成果が出たら事業は速やかに終えることで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつつつける必要があります。

### 3. 協働の領域

下図について説明します。①は、町民が主体となって行う事業で、たとえば、地区の行事などです。⑤は行政が専ら行う事業で、許認可、行政処分、課税などがあります。その中間の②～④は、町民が取り組んでいる公益性のある活動と行政が行っている施策や事業が重なっている部分で、まさに協働の範囲といえます。

| ①町 民 主 体          | ②町 民 主 導<br>町民＞行政      | ③町民・行政<br>町民＝行政          | ④行 政 主 導<br>町民＜行政           | ⑤行 政 主 体          |
|-------------------|------------------------|--------------------------|-----------------------------|-------------------|
| 町民が主体性と責任をもって行う領域 | 町民の主体性のもと、行政の協力により行う領域 | 町民と行政が対等な立場で、連携・協力して行う領域 | 行政の主体性のもと、町民の参加・協力を得ながら行う領域 | 行政が主体性と責任をもって行う領域 |
| 町民                | 協 働 に ふ さ わ し い 領 域    |                          |                             | 行政                |
|                   | (協働の種類（手法）)            |                          |                             |                   |
|                   | 補助・助成<br>後援<br>施設等の提供  | 共催<br>実行委員会<br>政策立案      | 委託                          |                   |
|                   | 指定管理者制度<br>アドプト制度      |                          |                             |                   |

## 4. 協働の種類（手法）と事例

町民と行政の協働に当たっては、多様な手法があります。事業の目的、内容やパートナーに応じて、効果的な形態を選択することが大切です。

\* 下記「協働の手法」の○内の数字は、8頁の「3. 協働の領域」を表しています。

| 協働の手法      | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ②後援<br>③共催 | <p>後援は後援名義を付与することで、イベント周知などの間接的な支援を行うものです。共催は、町民と行政とが協力しながら共同の責任を担い、一緒に事業を行うものです。</p> <p><b>【具体的事例】</b></p> <p>後援 シャキッと教室、ふれあいいきいきサロン、おはなし会、人形劇</p> <p>共催 二十歳のつどい開催、立哨・児童見守り 総合防災訓練</p> <p>かわいクリーンデー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <span>(立哨、児童見守り)</span> <span>(かわいクリーンデー)</span> </div> |
| ③政策立案      | <p>課題発見や企画段階から町民が参画し、町民の多様なアイデア、意見、発想、情報を、政策や事業に反映するものです。</p> <p><b>【具体的事例】</b></p> <p>河合町まちづくり自治基本条例推進委員会 障害福祉計画策定委員会<br/>介護保険事業計画策定委員会 町民大学運営委員 史跡大塚山古墳群整備検討委員会</p> <div style="text-align: center;">  <p>(史跡大塚山古墳群整備検討委員会)</p> </div>                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>③実行委員会</p>  | <p>多様な主体が共同主催者としてともに責任を負って事業を行うものです。企画段階からの協働を進めることができます。</p> <p>【具体的事案】<br/>「河合ふるさとの日」実行委員会 二十歳のつどい実行委員会</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <p>(「河合ふるさとの日」実行委員会)</p> <p>(二十歳のつどい実行委員会)</p> </div>    |
| <p>②補助・助成</p>  | <p>公共的事業を行う民間団体に資金や物的・人的な支援を行うことで公益を実現するものです。</p> <p>【具体的事例】<br/>大字・自治会活動支援補助 集団資源回収事業 環境緑化樹事業<br/>文化財等のガイド事業</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <p>(大字・自治会活動支援補助)</p> <p>(文化財等のガイド事業)</p> </div> |
| <p>②施設等の提供</p> | <p>地域活動団体、町民公益活動団体等に公共施設の一部（空きスペース等）を提供するものです。</p> <p>【具体的事例】<br/>カフェ豆山の運営</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(カフェ豆山の運営)</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

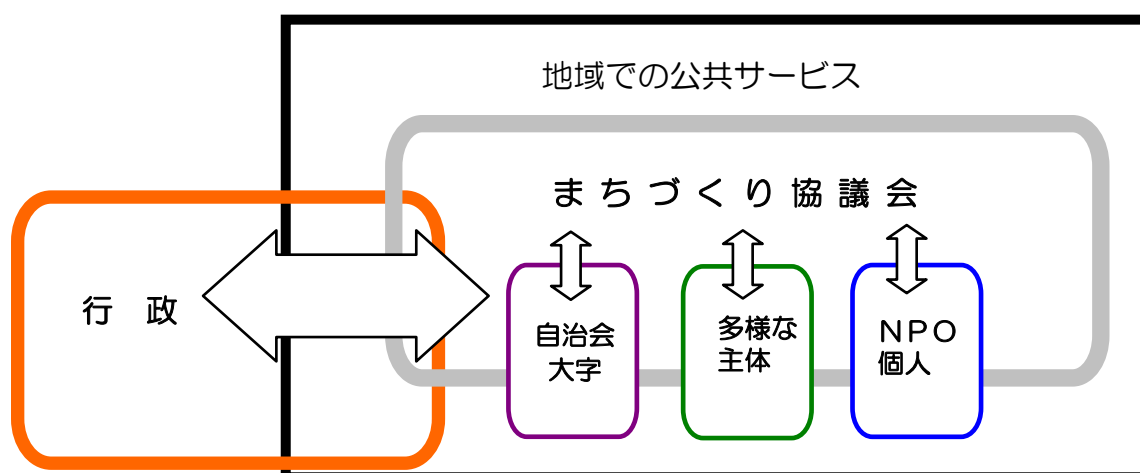
|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>②～④委託・指定管理者制度</p> | <p>行政が行うべき事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託するものです。</p> <p>【具体的事例】<br/>広報配布の委託</p> <div data-bbox="525 398 928 672" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1008 282 1286 667" data-label="Image"> </div> <p>(広報配布の委託)</p>                                                           |
| <p>②～④アダプト制度</p>     | <p>町民が公共施設（河川や道路等）などを養子に見立てて、愛情をもって管理を担い、行政は物品の支給などを行うものです。</p> <p>【具体的事例】<br/>河合町アダプト・プログラム（公園等美化プロジェクト）</p> <div data-bbox="493 992 892 1265" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="954 992 1355 1265" data-label="Image"> </div> <p>(河合町アダプト・プログラム（公園等美化プロジェクト）)</p> |

## 5. 地域協働の取り組み

住民自治の主たる担い手である大字及び自治会等の重要性は、ますます高まると考えられますが、一方で、少子高齢化や価値観の多様化などで地域の担い手不足が心配されます。人材や資金などの資源を効率的に活用するためには大字・自治会よりも広域的な区域で、また、多様な意見をまちづくりに反映させるには地域の多様な主体が集まって地域の課題を話し合い、解決していく必要があります。

基本条例第18条では、今後の河合町のまちづくりの方向性として、「まちづくり協議会」という仕組みを取り入れていくことと、その大きな枠組みを示しています。

地域の課題を解決するための方策やこれまで主に行政が行っていた公益・公共サービスを、大字及び自治会等を中心として多様な主体や個人が参加する「まちづくり協議会」と行政が相談して役割分担を決めて、地域が中心となって実行していくという取り組みを地域協働と呼びます。



## 第3章

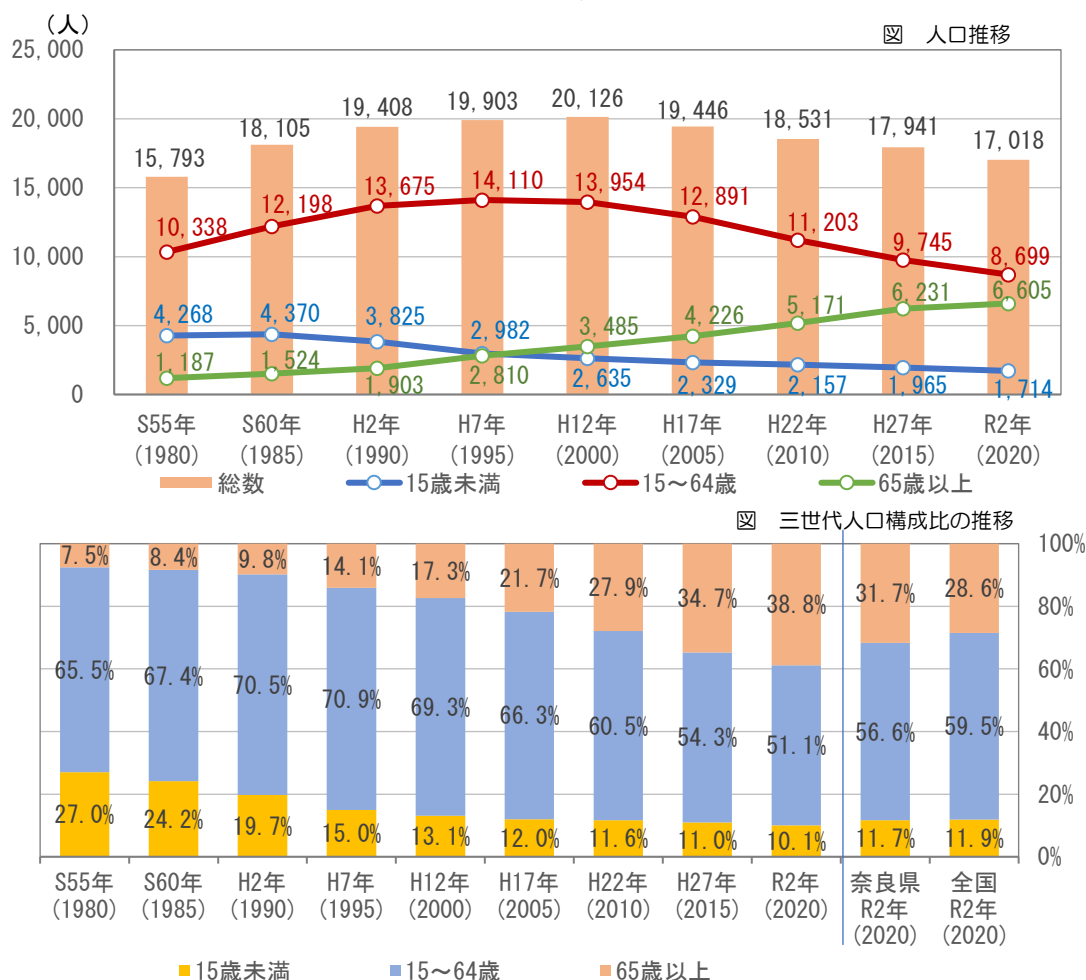
# 協働の背景（今なぜ協働が必要か）

## 1. 人口減少と少子高齢化

人口減少とともに少子高齢化が進むと様々な問題が生じてきます。例えば、働く世代の減少により、経済・産業活動が縮小され税収入が減少するだけでなく、高齢化による社会保障費の増加も見込まれます。これまで受けられていた行政サービスが縮小されるだけでなく、全ての分野において担い手不足となり、地域力が低下すること考えられます。

このように、人口減少と少子高齢化が与える影響は、生活利便性の低下や地域の活力の低下を通じて、更なる人口減少を招くという悪循環に陥るとされています。将来世代にわたり豊かな暮らしを実現するため、まちづくりに積極的に町民が関わることがこれまで以上に求められます。

### （1）これまでの河合町の人口推移



出典：令和7年（2025年）河合町総合計画

15 歳未満の年少人口の推移は、出生数の低下などで遞減傾向が続き、令和 2（2020）年には 1,714 人となっており、平成 2（1990）年の 3,825 人から約 30 年間で 2,111 人、55.2%の減少となっています。

次に 15 歳～64 歳までの生産年齢人口の推移は、西大和ニュータウン開発に伴って転入された方々の子世代が結婚、就職などで転出が多くなったことにより、減少傾向にあり、令和 2（2020）年には 8,699 人と、平成 7（1995）年の 14,110 人から約 25 年間で 5,411 人、38.3%の減少となっています。

最後に 65 歳以上の老年人口の推移は、平成 8（1996）年に老年人口が年少人口を超えて以降も増加傾向が続き、令和 2（2020）年には 6,605 人、高齢化率は 38.8%に達し、町民 3 人に 1 人が高齢者となっています。

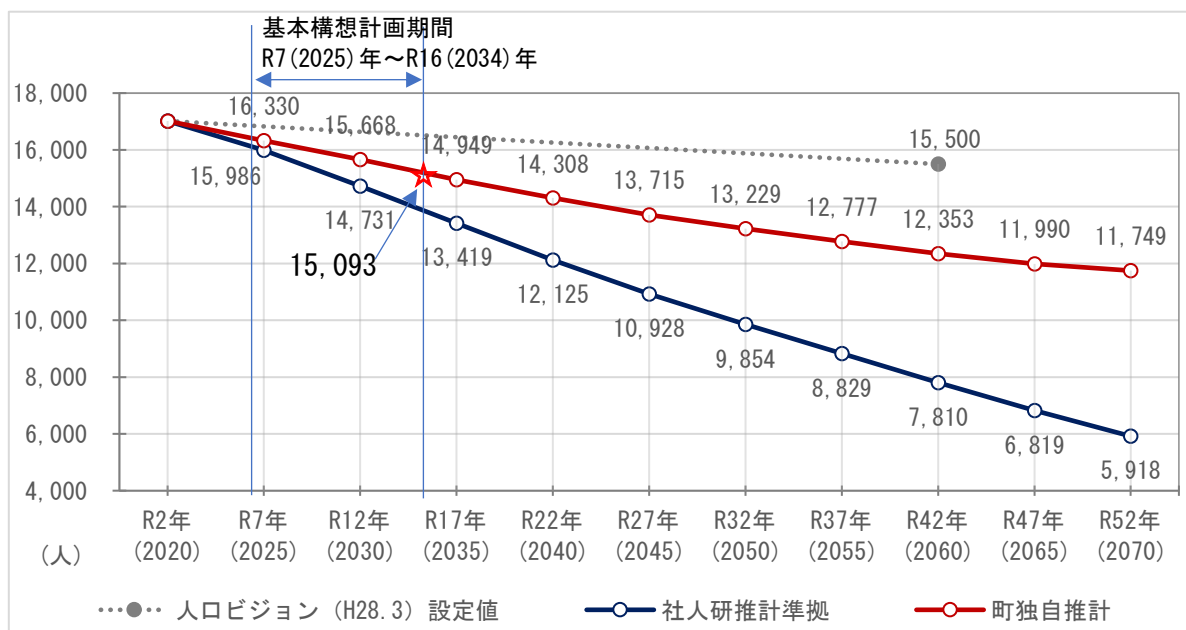
## （2）今後の河合町の人口推移と人口目標

令和 7（2025）年 河合町総合計画より

\*総合計画は基本構想（10 年間）と基本計画（前期 5 年間・後期 5 年間）とで構成されています

令和 16 年（2034 年）の目標人口

15,000 人



出典：令和 7 年（2025 年）河合町総合計画

国勢調査によると本町の人口は、平成 12（2000）年の 20,126 人をピークに以降減少傾向をたどり、令和 2（2020）年には 17,018 人となっています。本町の将来人口について、令和 5（2023）年の社人研推計では令和 42（2060）年の人口は

7,810 人と現在と比べて約 46%になると推計されています。平成 27 年（2015 年）の推計値 7,841 人とほぼ同じになっています。

平成 28 年策定の河合町人口ビジョンでは、平成 27 年のトレンドによる社人研推計値に対し長期的に人口減少の抑制に取り組むことを前提に、その施策効果を折り込んで、令和 42（2060）年の目標人口を 15,500 人と設定しました。

河合町総合計画では、河合町人口ビジョンの見直しを図る中で、令和 2 年の人口実績が現行人口ビジョンの推計値を下回っており、令和 42（2060）年の目標値 15,500 人の達成は困難と予測されることから、新たな目標人口を設定することとしました。

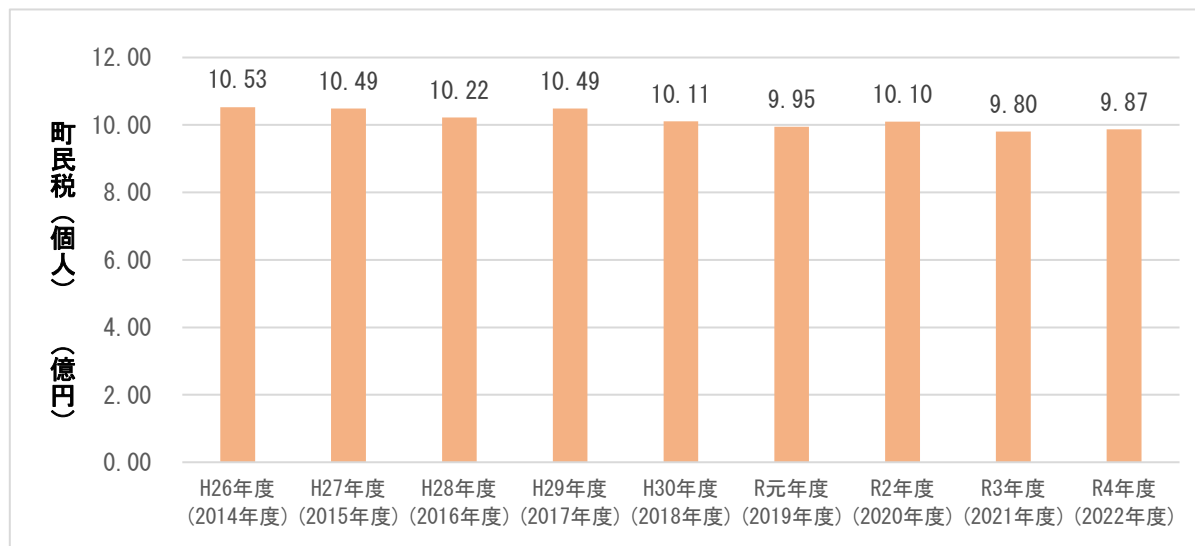
新たな目標人口は、実績値及び令和 5（2023）年の社人研推計値を基本にして、これまでの人口減少対策をより一層積極的に展開し、出生率の向上とＵＩＪターンや関係人口の拡大から定住促進への施策の効果発揮による転入の促進・転出の抑制を図ることと、人口減少の速度を抑えることとし、河合町総合計画の目標年度である令和 16（2034）年の目標人口を 15,000 人と設定しました。

## 2 町民ニーズの多様化と財政の硬直化

人々のライフスタイルの変化や価値観の多様化、地域社会におけるコミュニティの希薄化等を背景とし、多様化する町民ニーズに対して、従来の公平で画一的なサービス方式ではきめ細やかな生活支援が難しくなっています。一方、高齢化等を背景とした扶助費をはじめとする義務的経費の増加に伴い、十分な行政サービスの提供が困難となってきました。このような複雑化した社会の中で地域の課題を解決するためには、町民と行政が協働の取り組みにより、解決にあたることが不可欠になります。

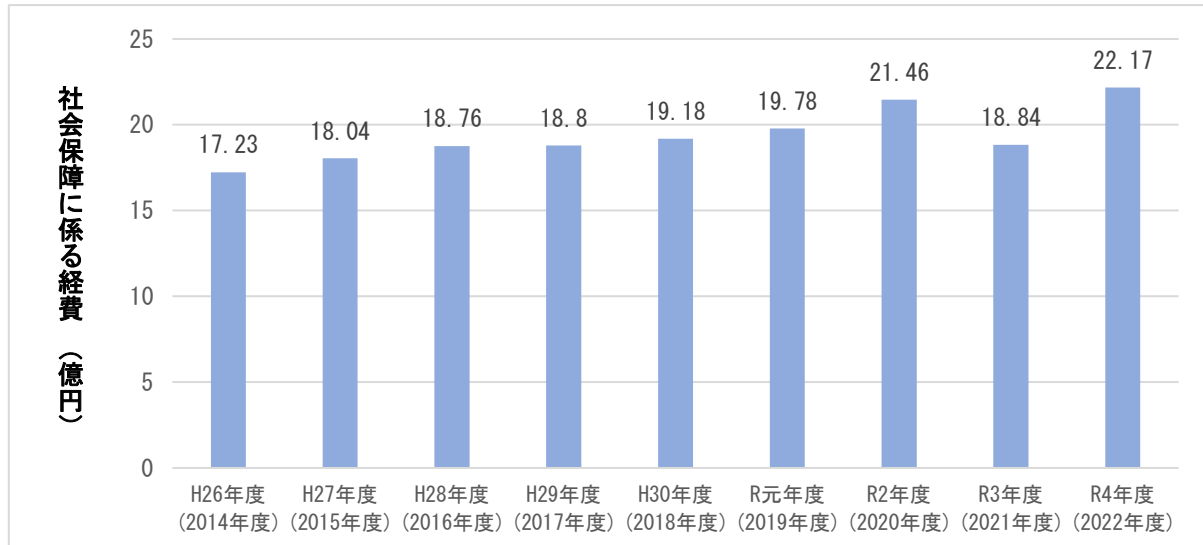
### （１）これまでの財政状況の推移

#### 【生産年齢人口の減少傾向による町民税（個人）等の税収の減少】



資料：河合町 財政状況資料 普通会計の状況

## 【社会保障に係る経費の増加】



資料：河合町決算資料等

13 頁の「1. 人口減少と少子高齢化」でも前述したように、全国的な傾向と同様に、河合町では人口減少が進行している状況です。加えて、人口構成比率は大きく変化しており、生産年齢人口（15～64 歳）比率が激減し、高齢人口（65 歳以上）比率が急増しています。

その結果、平成 26 年度から令和 4 年度の 9 年間の状況をみると、町民税（個人）の税収が約 1 億円減少し、社会保障に係る経費が約 5 億円増大しています。町財政の歳入と歳出のバランスが大きく変わり、より一層厳しい状況となっています。

このような状況の中でも、デジタル技術の進展、激甚化・頻発化している気象災害、気候変動、気候危機、感染症対策等、社会情勢の急激な変化に伴う新たな行政課題に対応する必要があります

## （2）持続可能なまちづくり

河合町が人口減少や少子高齢化になっても持続可能で住み続けられるまちにしなければなりません。このため、河合町総合計画では目指すべき本町の将来像として「みんなが輝く活力あふれるまち～豊かさと幸せを実感できるまちづくりか～」が掲げられています。

そのためには、あらゆる世代の人たちが、自分たちの得意分野を持ち寄り参加、参画、協働することで持続可能なまちづくりが実現できます。

### 河合町総合計画に掲げる目指すべき本町の将来像

**みんなが輝く活力あふれる河合町**

～豊かさと幸せを実感できるまちづくり～

## 第4章

# 施策の展開

(協働によるまちづくりを推進するために)

### 1. 河合町のまちづくりの方向（課題をこえて）

河合町のまちづくりにおける課題は、推進委員会および町民ワークショップを通して以下のように明らかになってきました。

#### 課 題

- ・人口の減少や少子高齢化に伴い、地域を支える人材が不足していきなこと
- ・地域のつながりが薄れ、課題等への共同での対処が困難になっていること
- ・地域課題の解決や施活を豊かにする活動は多くあるが、相互の連携が少ないこと
- ・地域について総合的に考え、取り組む仕組みがみられないこと
- ・町民の主体的なまちづくり活動を支援する仕組みが少ないこと

これら課題を乗り越えて町民主体のまちづくりを進めて行くに当たっての規範として、基本条例があります。そこに記載されているまちづくりの原点となる基本理念（第3条）は、「町民一人ひとりの基本的人権が守られ、多様性を認め合いながら」、すべての人が「安全で安心して暮らすことができる持続可能なまちをつくる」ことを基本においています。

そのためには、「町民及び町が、それぞれの役割を担いながら連携し、協働して、公正で自立した町民主体の」まちづくりを進めること、「先人が築き、継承してきた」現在の河合町を「次世代を担う子どもたちに誇ることができる持続可能なまち」にしていくなこと、「まちづくりに当たっては、地域の特性と自主性を尊重した民主的に運営される住民自治を基本」とすることを宣言しています。

この基本理念を実現するための手段である基本原則には、「参加、参画と協働の原則」、「補完性の原則」、「情報共有の原則」、「健全な行政経営の原則」、「環境との共生の原則」、「多様性尊重の原則」をあげています（第4条）。

このことをふまえ、参加、参画と協働のまちづくりを進めて行くに当たっての基本的方向と具体的施策を示しました。それぞれの具体的施策には、主たる実施主体を記号（  ）で表しています。

\* 4頁の「1. 協働により期待される効果」の色に合わせています。

| 記号                                                                                | 意味             |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------|
|  | 町民が主として担うもの、こと |
|  | 行政が主として担うもの、こと |
|  | 協働で行うもの、こと     |

## 2. 協働のまちづくり施策の基本方向

これら課題を乗り越えて協働によるまちづくりを進めて行くためには、基本条例の基本理念と基本原則をふまえ、未来志向であるとともに持続可能なまちづくりを進めて行く必要があります。そこで、推進計画の期間中に町民（団体、地域、事業者等を含む）と町がともに実践していく方向として、基本条例を町民の共有財産としていく事から始め、基本条例を活かして協働のまちづくりを活性化していくこと、住民（地域）自治を確立していくことをめざします。

基本方向は、以下の4つをあげています。それぞれの基本方向は複数の〔具体的施策〕に展開されます。

| 基本方向               | 具体的施策の概略                                                                                                                                                              |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 基本条例をみんなのものにしよう  | <ul style="list-style-type: none"> <li>基本条例を周知広報し、みんなのものにする</li> <li>基本条例の理念・原則を共有する</li> </ul>                                                                       |
| ② まちづくり活動を活性化しよう   | <ul style="list-style-type: none"> <li>活動が生まれやすい環境をつくる</li> <li>町民のまちづくり活動を支援する仕組みをつくる</li> <li>町民公益活動団体（NPO）を支援する</li> <li>まちづくり情報の公開・共有と活用</li> <li>人材育成</li> </ul> |
| ③ 協働によるまちづくりを推進しよう | <ul style="list-style-type: none"> <li>参加・参画を促進する</li> <li>公共的課題解決のために協働による取り組みを進める</li> <li>参加・参画・協働に対応した行政に変わる</li> </ul>                                           |
| ④ 地域協働に取り組もう       | <ul style="list-style-type: none"> <li>大字及び自治会等の活性化をはかる</li> <li>まちづくり協議会の形成をめざして地域の活動拠点を整備する</li> </ul>                                                              |

### 3. 協働のまちづくり施策の具体的展開

以下に、4つの基本方向のそれぞれについて、具体的施策をあげますが、すべてを行政が実施するのではなく、町民（団体、地域、事業者等を含む）も行政との協働、町民どうしの協働を図りながらまちづくりの主体として実践を担います。

#### ①基本条例をみんなのものにしよう

基本条例の内容を学習し理解するだけでなく、ふだんのまちづくり活動に基本条例が活かされているという実感を持てることが大切です。

##### 【具体的施策】

##### ●基本条例の周知広報

まず、基本条例の存在と意義について町民に広く周知し理解を深めることから始め、基本条例を学ぶ機会や教材（ツール）を充実させ、さらに、自主的な基本条例の広報に携わるグループが生まれたときは、学校、地域等で啓発活動を行えるようコーディネートし、支援します。

##### <施策項目>

|    |                                       |
|----|---------------------------------------|
| 町民 | ・自主的な基本条例広報グループを育て、学校、地域等で啓発活動を進める    |
| 行政 | ・基本条例を学ぶツール・メディアを用意する（パンフレット、SNSの活用等） |
|    | ・基本条例を学ぶ機会を設ける（出前教室、自主勉強会支援等）         |
| 協働 | ・基本条例の周知広報に関して、町民の自主的な活動を支援する。        |

##### ●基本条例の理念・原則を共有する

町民のまちづくり活動や行政施策に基本条例の精神が宿っているか、特に4つの理念、6つの基本原則が貫かれているかを常に確認する必要があります。

また、他自治体において基本条例がまちづくり活動等のさまざまな場面で役に立っている事例を収集し、共有することが町民・行政ともに大切です。

##### <施策項目>

|    |                                               |
|----|-----------------------------------------------|
| 行政 | ・町の施策の立案・遂行に当たっては、常に基本条例の理念・原則にもとづき妥当性をチェックする |
|----|-----------------------------------------------|

|                                                                                   |                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民のまちづくり活動の中で、基本条例により活動が一步踏み出せている場面があることを認識する</li> </ul>  |
|                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他自治体のまちづくり活動において、基本条例等により活動が活性化している事例を収集し、共有する</li> </ul> |

## ②まちづくりを活性化しよう

基本条例は、行政経営を公正で開かれたものとするとともに、町民（地域）のまちづくり活動を活性化し参加・参画・協働型の自治体運営が進むことを目標としています。ここでは、多彩なまちづくり活動が生まれ、育ち、多様な主体（基本条例第2条「大字及び自治会等をはじめ、地域自治団体、町民公益活動団体、事業者のほか、まちづくりに参加する個人等をいいます。」）どうし連携し合って、住みよい河合町をつくっていくための条件を整えることをめざします。

### 【具体的施策】

#### ●活動が生まれやすい環境をつくる

さまざまな地域課題の解決に取り組む活動、より住みやすい地域を創っていく活動のような公益的活動が町内に多く生まれることが望まれますが、町民が思い立った時（社会課題を認識した時）、いつでも活動を始められる環境を整える必要があります。

#### <施策項目>

|                                                                                     |                                                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 初動期の、志ある小さな活動に寄り添い支援する仕組みをつくる（起ち上げ補助、情報提供、相談・アドバイス体制等）</li> </ul>             |
|                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生涯学習の場で、社会的課題、自治体運営等について学ぶ機会を設ける（講座、学習会等）</li> </ul>                          |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町民がつながれる「場」、「機会」をつくる（地域ラウンドテーブル（円卓会議）、まちづくりについてのワークショップ開催等）</li> </ul>        |
|                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ まちづくり活動団体の情報を見える化する（活動・連絡先一覧、パンフレット・HP等による活動内容の紹介、公共施設への情報コーナーの設置）</li> </ul> |

## ●町民のまちづくり活動を支援する仕組みをつくる

町民のまちづくり活動、公益的活動を支援し、活性化する仕組みが必要で、一部は行政の制度とする必要があります。

### <施策項目>

|    |                                                     |
|----|-----------------------------------------------------|
| 行政 | ・町民公益活動、まちづくり活動を支援する仕組みをつくる（公募型補助金制度、専門家の派遣制度、情報提供） |
| 協働 | ・まちづくり団体どうしの交流・連携の機会をつくる（活動報告会等）                    |

## ●町民公益活動団体（NPO）を支援する

町民が自発的、自主的に団体を作って社会的課題に取り組む町民公益活動（NPO）は、行政や地域では漏れ落ちる課題に、専門的視点を持って取り組む活動です。このような活動が定着すると、地域社会のウェルビーイングの向上が期待できます。

\*ウェルビーイング：

厚生労働省では「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」と定義しています。

### <施策項目>

|    |                                                         |
|----|---------------------------------------------------------|
| 行政 | ・町と町民公益活動団体との協働を推進する                                    |
|    | ・町民公益活動、まちづくり活動を支援する仕組みをつくる（公募型補助金制度、専門家の派遣制度、情報提供）《再掲》 |

## ●まちづくり情報の公開・共有と活用

まちづくり活動を行うためには、情報が不可欠です。町民、行政の持つ情報を公開・共有し、活用していく必要があります。

### <施策項目>

|    |                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------|
| 行政 | ・行政の持っているまちづくり関連情報を公開・共有し、活用する（データの公開、オープンデータシステムの採用、町のHPの充実） |
| 町民 | ・まちづくり活動団体は、活動内容、成果等の情報を可能な限り公開する（HP、SNS等の活用、チラシ作成、機関誌の発行等）   |

## ●人材育成

まちづくり活動を支える担い手が適正な場所にいる必要があります。リーダーだけでなく活動を部分的に、パートタイム的に支える、多様な人材が求められますし、多様・多彩な人を受け入れ、ともに活動する寛容さも求められます。

### <施策項目>

|                                                                                      |                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
|  協働 | ・まちづくり活動に参加し、担う人材を発掘し、育てる（生涯学習講座、各種イベントの実施、団体による活動紹介等）                               |
|                                                                                      | ・町民公益活動、まちづくり活動を支援し、協働を推進する中間支援組織をつくることを検討する（町民公益活動支援センター、まちづくりセンター等。広域で設けることも考えられる） |

## ③協働によるまちづくりを推進しよう

現代の解決を求められている社会的課題、地域課題は多様化し複雑化しているため、単独の団体だけ、行政だけでは解決は困難です。このため、多様な主体が連携・協働して取り組む必要があります。連携・協働により地域課題の解決に取り組めば、それぞれの持つ力が重なり相乗効果を生み出し、より住みやすい地域社会を創っていくことができます。

協働とは、基本条例では「町民及び町が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むことをいいます。」と定義しています（基本条例第2条）。

また、協働は、町民のまちづくり活動や行政施策の質を高めたり幅を広げたりするとともに、参加型人材を育てるきっかけにもなります。

### 【具体的施策】

## ●参加・参画を促進する

あらゆる行政施策の分野において、町民の参加・参画を進めて行く必要があります。参加・参画により、町民の自主的、主体的なまちづくり意識が高まります。

### <施策項目>

|                                                                                        |                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|
|  行政 | ・町民（団体）が参加・参画しやすい環境をつくる（広報の充実、参加・参画の形態・手法の改善） |
|----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------|

|  |                                                                                                                             |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町政の執行に当たって、町民（団体）が参加・参画できる仕組みをつくる（基礎となる情報の共有、公募制度の拡充、提案制度の確立、参加型の評価の実施）</li> </ul> |
|--|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ●公共課題解決のために協働による取り組みを進める

地域課題の解決のためには、町民（団体）どうしあるいは町民（団体）と行政との協働が効果的です。このため、多様な主体が連携・協働できる仕組み、仕掛けが必要です。

### <施策項目>

|    |                                                                                                    |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政施策、事業の協働化を官民で検討する場をつくる</li> </ul>                       |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は、民間団体と行政の協働の仕組みを整備する</li> </ul>                         |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町は協働にふさわしい施策・事業を洗い出し、町民と情報共有する（協働施策・事業実施報告書作成）</li> </ul> |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働に取り組むための仕組みをつくる（提案公募型協働事業提案制度等）</li> </ul>              |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働に関する総合的な窓口を設置する、協働担当職員を各部署に置く</li> </ul>                |
| 協働 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多様な主体の連携・協働を促進するための交流の場をつくる（ラウンドテーブル（円卓会議）等）</li> </ul>   |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協働を推進する中間支援組織をつくることを検討する《再掲》</li> </ul>                   |

## ●参加・参画・協働に対応した行政組織の整備

今後の行政経営は、参加・参画・協働が基本になるので、それに対応した施策立案・実施が必要となります。それに伴って、行政組織も町民の参加・参画・協働を前提とするものに転換することが求められます。

### <施策項目>

|    |                                                                                         |
|----|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 行政 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政施策全体を貫く柱に「参加・参画・協働」を置く（総合計画等）</li> </ul>     |
|    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行政職員の参加・参画・協働に関する理解を深める（研修、活動への参加等）</li> </ul> |

|  |                                                     |
|--|-----------------------------------------------------|
|  | ・町民参加のワークショップ等でファシリテーション（企画、進行サポート）ができるよう職員のスキルを高める |
|  | ・協働担当職員を各部署に置く（再掲）                                  |

#### ④地域協働に取り組もう

住民自治（コミュニティの自治）は、基本条例でまちづくりの基本とされており（第3条）、「町民が積極的に地域課題に取り組み、町民が主体となったまちづくりを行う」とされています（第16条）。この位置づけのもと町民は「自らも活動に参加するよう努めるもの」とされ、町民と町長はそれらを支援するとされています（第17条）。

さらに、一定の範囲（小学校区程度）において、町民、大字及び自治会等（第19条）や各種公益活動団体等を包括した「まちづくり協議会」を設置することができるとされています。まちづくり協議会は、「当該地域の全ての町民に開かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うもの」です（第18条）。

住民自治の単位としては、大字及び自治会等の近隣の自治とやや広域のまちづくり協議会の二つの階層があり、それぞれにふさわしい役割分担のもと活動を行います。

#### 【具体的施策】

##### ●大字及び自治会等の活性化

大字及び自治会等は、近隣自治の単位で、地域課題への取り組み、相互扶助や交流・親睦、見守り、近隣環境維持等の役割があり、まちづくり協議会が設置されても、その重要性はなくなるものではありません。むしろ、まちづくり協議会の主たる担い手として全体の意志決定やまちづくり活動に参画することが期待されます。大字及び自治会等の活動に当たっては、行事等を整理するとともに会議の進め方や連絡方法等を見直し、ICTを活用するなど効率化および負担の軽減をはかる必要があります。

#### <施策項目>

|    |                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------|
| 町民 | ・町民は、大字及び自治会等の役割を認識し、大字・自治会等への加入、活動への参加・参画に努める（ただし、大字・自治会等への加入は任意です） |
|    | ・大字及び自治会等は、事業・行事等を整理（棚卸し）するなど、会議の進め方や連絡方法の改善に取り組む。                   |

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 行政 | ・ 町は、さまざまな方法で大字及び自治会等への支援を行う    |
|    | ・ 町は、大字及び自治会等の運営の改善やデジタル化等を支援する |

## ●まちづくり協議会の形成をめざして

まちづくり協議会は、「当該地域の全ての町民に関かれたものとし、町及びその他の組織と連携しながら地域の公共的課題の解決に向けたまちづくり活動を行うもの」で、地域内の住民や多様な主体を包括し、総合的な地域力を高めるための仕組みです。まちづくり協議会は住民の自主性と主体性により設立されますが、今後町内全域で設立されることを目指して支援を行います。

### <施策項目>

|    |                                                               |
|----|---------------------------------------------------------------|
| 行政 | ・ まちづくり協議会の意義に関する情報提供、啓発、意識醸成を推進する                            |
|    | ・ 地域住民が、地域課題を明らかにしたり、まちづくりビジョンを描いたりするに当たってのワークショップ等の開催を支援する   |
|    | ・ 地域住民が、地域のことをよく知り、未来を構想できるように、地域に関するデータ等を整理した「地域カルテ」の作成を支援する |
|    | ・ まちづくり協議会設立に向けた支援を行う（初動期の金銭的支援、情報提供等）                        |
|    | ・ まちづくり協議会が行う地域の課題解決などの公益活動への支援を行う                            |
| 協働 | ・ 町および中間支援組織は、まちづくり協議会の会計処理、労務管理、デジタル化等を支援する                  |

## ●地域の活動拠点を整備する

まちづくり協議会の範囲はおおむね小学校区程度とされていますが、河合町では、統合前の第三小学校区も協議会の一つの範囲と考え、全部で3つのまちづくり協議会が設置されると見込んでいます。それぞれの協議会の範囲の中に、協議会の活動・事業を行うための拠点が必要となります。この拠点は、協議会だけでなく、町内のまちづくり活動団体、大字及び自治会等の多様な主体が集い、交流し、活動する拠点となる事が期待されます。

### <施策項目>

|    |                                 |
|----|---------------------------------|
| 行政 | ・ まちづくり協議会の活動拠点の整備（公共施設の利活用も含む） |
| 協働 | ・ 自主的な活動が行える場所（居場所）づくり          |

●**地域協働の推進**これからは、地域に関わる行政施策は地域（まちづくり協議会、大字及び自治会等）との協働で進めて行くことで、地域に密着したきめ細やかな施策遂行を実現することになります。このため、地域と行政が協働していく地域協働の仕組みを構築していく必要があります。

これまでも、大字及び自治会等を始めとする地域団体と行政の連携・協働はありましたが、今後はその関係性を見直し、対等かつ主体的な連携体制としていく必要があります。特に地域と協働する場合は、必要な経費は行政が負担するなど、地域を行政の末端として使うことのないようにする必要があります。

#### <施策項目>

|    |                                      |
|----|--------------------------------------|
| 行政 | ・ まちづくり協議会、大字及び自治会等との協働についての協議の場をつくる |
| 協働 | ・ 行政サービスのまちづくり協議会への委託を検討する           |

## 4. 協働のまちづくり施策についての指標（目標値）

以上、協働のまちづくり施策を実現していくために、5つの「基本方向」、14の「具体的施策」、46の「施策項目」（再掲を含む）をあげました。これらの施策の進捗の目安として、あるいは施策目標として指標（目標値＝進捗のめやす）を設定することが求められます。ここにあげた協働のまちづくり施策をこれから進めていくために、施策項目の実現をめざした取り組みがどれだけスタートしたか、実施段階に入っているかを最初のステップとして計ることとしました。

次の段階として、主な政策項目に対する「目標値」を設定して、進捗管理を行います。

### 【協働のまちづくり施策の指標（目標値）】

指標（目標値）：実施した「施策項目」の数

|                       | 施策<br>項目数 | 令和<br>7年度 | 令和<br>8年度 | 令和<br>9年度 | 令和<br>10年度 | 令和<br>11年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|------------|
| ①基本条例をみんな<br>のものにしよう  | 7         |           |           |           |            |            |
| ②まちづくり活動を<br>活性化しよう   | 12        |           |           |           |            |            |
| ③協働によるまちづ<br>くりを推進しよう | 13        |           |           |           |            |            |
| ④地域協働に取り組<br>もう       | 14        |           |           |           |            |            |
| 合計                    | 45        |           |           |           |            |            |